

介護サービス自己負担助成（横浜市独自制度）

介護サービスの利用料等を負担することが困難で、一定の資産・収入基準等に該当する方は利用者負担が軽減されます。

①訪問介護などの在宅サービス ②認知症高齢者グループホーム ③特別養護老人ホーム等のユニット型個室の居住費が負担軽減の対象となります。

① 在宅サービス助成

< 対象サービス >

訪問介護	(介護予防)短期入所生活介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
(介護予防)訪問入浴介護	(介護予防)短期入所療養介護	看護小規模多機能型居宅介護
(介護予防)訪問看護	特定施設入居者生活介護※1 ※3	総合事業による訪問型サービス※2
(介護予防)訪問リハビリテーション	(介護予防)認知症対応型共同生活介護※1	総合事業による通所型サービス※2
通所介護 ※3	夜間対応型訪問介護	※1 短期利用(ショートステイ)のみ
(介護予防)通所リハビリテーション	(介護予防)認知症対応型通所介護	※2 指定事業者によるものに限る。
(介護予防)福祉用具貸与	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	※3 地域密着型を含む

< 助成対象要件及び助成内容 >

助成段階	第1段階	第2段階	第3段階
助成対象要件	生活保護受給者を除く 介護保険料第1段階の方	市民税非課税世帯で、年間収入見込額の合計が150万円以下の方 (複数人世帯の場合は、上記要件に加え、当該被保険者を除く世帯員1人につき50万円を加えた額以下となる方)	第2段階以外の方
		合計所得金額と公的年金等収入額(非課税年金を除く)の合計が80万円以下の方	
助成内容	利用者負担を3%に軽減 また、なお残る自己負担額が4,500円を超える場合にその超えた額を助成	利用者負担を5%に軽減 また、なお残る自己負担額が、7,500円を超える場合にその超えた額を助成	利用者負担を5%に軽減 また、なお残る自己負担額が12,300円を超える場合にその超えた額を助成

② グループホーム助成

< 対象サービス >

(介護予防)認知症対応型共同生活介護 [短期利用は対象外]

(※) 平成30年8月利用分より、
第1・第2段階は55,000円、
第3段階は30,000円を上限に助成。

< 助成対象要件及び助成内容 >

助成段階	第1段階	第2段階	第3段階
助成対象要件	生活保護受給者を除く 介護保険料第1段階の方	市民税非課税世帯で、年間収入見込額の合計が150万円以下の方 (複数人世帯の場合は、上記要件に加え、当該被保険者を除く世帯員1人につき50万円を加えた額以下となる方)	第2段階以外の方
		合計所得金額と公的年金等収入額(非課税年金を除く)の合計が80万円以下の方	
助成内容	利用者負担を5%に軽減 また、なお残る自己負担額が、7,500円を超える場合にその超えた額を助成		利用者負担を5%に軽減 また、なお残る自己負担額が12,300円を超える場合にその超えた額を助成
家賃・食費・光熱水費について、月額29,800円を上限として助成(※)			

・3か月以上横浜市に居住していること ・税法上の被扶養者でないこと

③ 施設居住費助成

< 対象サービス >

施設サービス〔介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院〕		
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	(介護予防) 短期入所生活介護	(介護予防) 短期入所療養介護

< 助成対象要件及び助成内容 >

助成段階		第1段階	第2段階
助成対象要件	収入基準等	生活保護受給者を除く介護保険料第1段階で、年間収入見込額の合計が50万円以下の方	市民税非課税世帯で、年間収入見込額の合計が50万円以下の方
	資産基準	※複数人世帯の場合は、上記要件に加え、当該被保険者を除く世帯員1人につき50万円を加えた額以下となる方	
	その他の要件	金融資産（現金、預貯金、有価証券）が350万円以下（複数人世帯の場合は、当該被保険者を除く世帯員1人につき100万円を加えた額以下）であり、あわせて、居住用の土地（200㎡以下）及び家屋以外の不動産を所有していないこと	
助成内容	・ 介護保険負担限度額認定（第1・第2段階）を受けていること ・ 税法上の被扶養者でないこと ユニット型個室の居住費を 月額 5,000円程度助成 （日額：165円）		

助成制度利用までの流れ

助成制度を利用するためには、区役所での申請手続きが必要です。

申請により助成対象者として認定を受けると、助成証が交付されます。

（申請時には、預貯金等の収入・資産の額を証する書類をご用意いただく必要があります。）

詳しくは、お住まいの区の区役所保険年金課にお問い合わせください。

社会福祉法人による利用者負担軽減

社会福祉法人が行う、特別養護老人ホーム入所、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護等の利用者負担額が軽減される場合があります。

詳しくは、健康福祉局高齢施設課（電話 671-3923）にお問い合わせください。

軽減対象要件	軽減内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民税非課税世帯 ・ 収入…単身世帯で150万円以下（世帯員が1人増えるごとに50万円加算） ・ 資産…金融：単身世帯で350万円以下（世帯員が1人増えるごとに100万円加算） …不動産：居住用の土地（200㎡以下）及び家屋以外の不動産を所有していないこと ・ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと ・ 介護保険料を滞納していないこと ※上記要件の全てに該当すること 	原則として利用者負担額（介護サービス費の1割負担・食費・部屋代）の25%又は50%を軽減します。 ※介護保険負担限度額認定証をお持ちでない場合、特別養護老人ホーム・短期入所生活介護等の食費、部屋代は軽減対象外となります。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護受給者 	特別養護老人ホーム入所等の個室利用時の部屋代を100%軽減します。